

諮問番号：平成28年度諮問第12号

答申番号：平成28年度答申第10号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### (1) 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の子について次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

ア 「相互的な社会関係の質的障害」及び「言語コミュニケーションの障害」が「軽度」とされているのは、現在、通学している高等養護学校では会話ができるということであって、同校以外の場所では、一方的に話しているだけで、会話として成り立つものではないこと。

イ 「てんかん発作」について、「良好」とされているのは、発熱していないだけであって、37.5℃の発熱で予防投与として「ダイアアップ」を使用するが、発熱に気づかず、気づいた時には39℃になっていて、いつも間に合わないこと。

ウ 「日常生活能力の程度」が「自立」又は「一部介助」とされているのは、寮生活でたくさんの先生方の支援があるからこそであって、「自立」しているとは思えないこと。

エ 「要注意度」が「ほとんど必要ない」とされているが、目を離すと急に走り出したりするし、実際、国道に飛び出したこともあること。

#### (2) 処分庁の主張の要旨

処分庁は、囑託医師の審査判定及び特別児童扶養手当認定診断書に基づき、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領（以下「認定要領」という。）及び特別児童扶養手当障害程度認定基準（以下「認定基準」という。）に照らし合わせて、次のとおり判断し、障害非該当として原処分を行ったところであり、その判定内容については、適正なものと判断している。

ア 知能指数については、知的障害の認定基準に示す目安となる数値を上回っており、判定も「軽度」とされていることから、知能指数に基づいて認定基準にいう知的障害と認定することは困難であること。

イ 発達障害関連症状欄の記載から、コミュニケーションの困難さは一部認められるものの、問題行動及び習癖欄の記載から、不適応な行動が常時・頻回に出現するとは認められず、発達障害の認定基準に示す「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られる」

とまではいえないこと。

ウ 日常生活能力の程度欄の記載から介助の必要性は一部認められるものの、要注意度欄の記載を加味して考慮すると、知的障害の認定基準に示す「食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」とまではいえないこと。

エ てんかんについては、投薬により一定程度発作が抑制されていると判断されることから、てんかんの認定基準による認定の対象とまではいえないこと。

オ 前記アからエまでに示した判断から、精神医学的総合判定欄の医師の意見は「中度」であり、一定の障害の状態にあることは認められるが、総合的に判断して、認定要領に示す2級の基準である「日常生活は極めて困難であるもの」に該当するとまではいえないこと。

### 第3 審理員意見書の要旨

(1) 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

(2) 前記第2(1)に掲げる審査請求人の各主張については、次の理由から、いずれも採用することはできない。

ア 発達障害関連症状についての主張は、同診断書にコミュニケーションに関する記載があり、それも含めて総合判断がなされていること。

イ てんかん発作の予防投与が間に合わないとの主張は、それが投薬によるコントロールができないことを意味するものではなく、原処分は、当該コントロールが良好との同診断書の記載に基づきなされていること。

ウ 「日常生活能力の程度」における「自立」又は「一部介助」との評価は、多くの先生方の支援があるからこそとの主張は、同診断書はそうした事情も含めて記載されており、それも含めて総合判断がなされていること。

エ 「要注意度」が実態を反映していないとの主張は、審査請求人のいうような「不意の飛び出し」などの事情は同診断書に記載がなく、同診断書に記載のない事情への考慮がなされていないとしても、違法、不当とはいえないこと。

(3) 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、これを採用することはできないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

平成28年11月2日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月10日の審査会において、調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害による障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており（第7節の1）、主治医が作成した特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて処分庁が行うものであって、その判断は、嘱託医師の医学的・専門的な審査判定に基づく処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと見るべきである。

そこで、本件についてみると、原処分の前提として、嘱託医師は、その医学的・専門的見地から、同診断書の内容を総合的に考慮した上で、判定を非該当としていることが認められ、かかる嘱託医師の判定については、その過程において看過し難い過誤欠落があるとは認められず、当該判定に基づいて行った原処分時の処分庁の判断には、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してなされたものというほどの著しい不合理性は認められないから、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、必要に応じて質問権を行使するなど、適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美